

子どもの権利とビジネスに関する考察

～ 「子どもの権利条約」と 「ビジネスと人権指導原則」 ～

2021年9月11日（土）

岩附由香



キーワードの位置づけ

● 児童労働

- 子どもの権利×ビジネスの関りが深く、国の責任も大きい。「ビジネスと人権」のスコープに入る。

● 子どもの権利条約

- 国際人権法という観点から

—各国での人権保障、国際社会の平和の担保、各当事者の視点から社会の在り方を問い直し現状を変革する意義

● 人権デューデリジェンス

- ビジネスと人権指導原則の実施にあたって、企業に求められる人権リスクの課題は把握と対応。

もくじ

- 1 ビジネスと人権における子どもの権利
- 2 関連する法規制・ガイダンス
- 3 子どもの権利条約
- 4 子どもの権利委員会・一般的意見 16号 企業セクターが子どもの権利に及ぼす影響に関する国の義務（2013年）
- 5 子どもの権利とビジネス原則
- 6 子どもの権利と投資ガイダンス
- 7 先行研究
- 8 子どもの権利×ビジネスと人権 児童労働を通じた事例
- 9 日本における取組状況

1. ビジネスと人権の文脈における子ども

ビジネスと人権の文脈における子ども

“children are among the most marginalized and vulnerable members of society and can be disproportionately, severely, and permanently impacted by business activities, operations, and relationships”.

John Ruggie

出典：<https://globalnaps.org/issue/childrens-rights/>

“人権侵害を受けやすいグループ”を特定した企業の中で、特定グループとして最も多くの企業があげたのは子ども(46%) (人権調査については世界867社が対象)

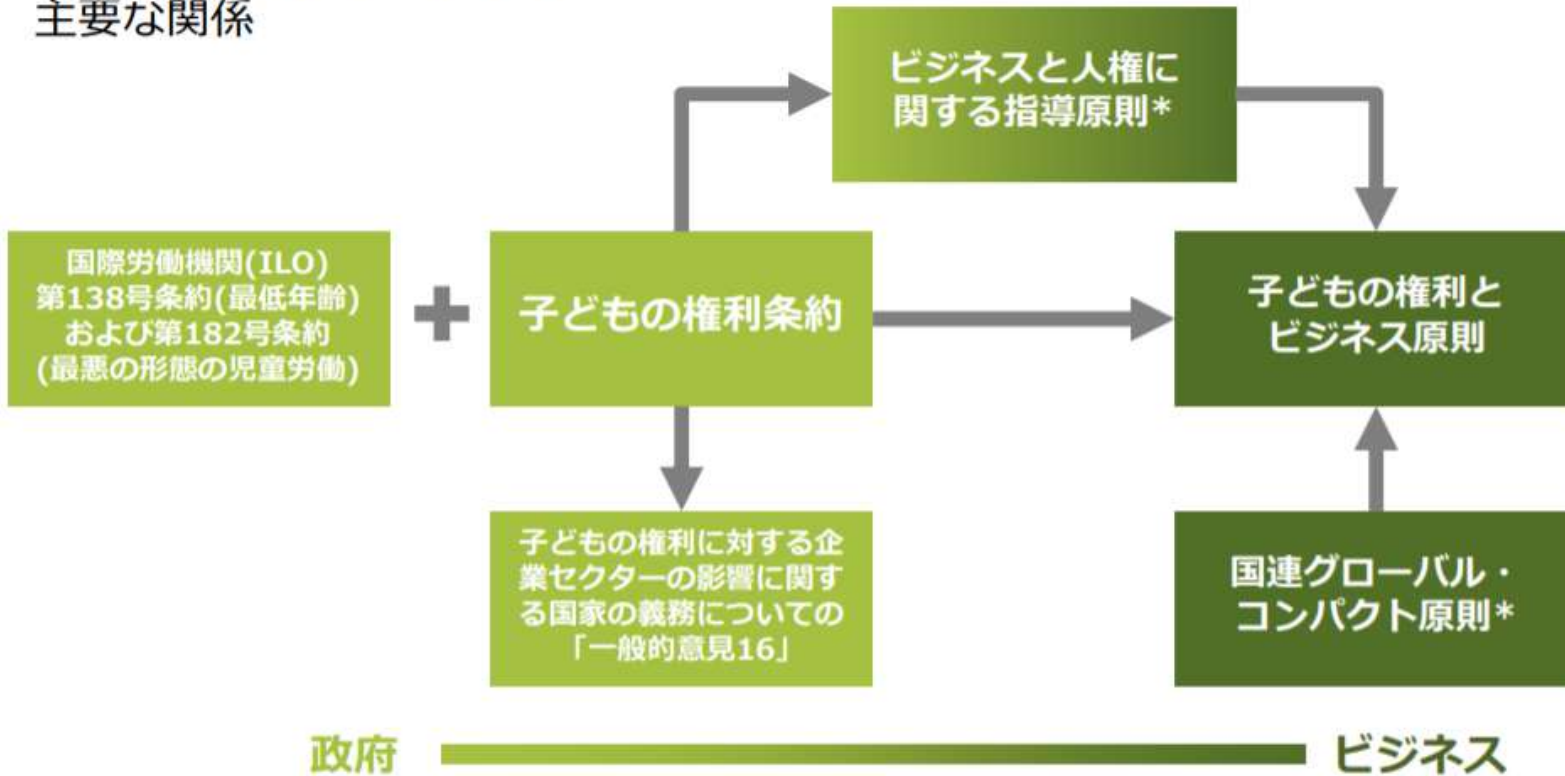
ROBECOSAM The Sustainability Yearbook 2017



2. 関連する法規制とガイダンス

ビジネスと子どもの権利

子どもの権利とビジネスの
主要な関係



子どもの権利条約とビジネス

＜条約関連＞

- 子どもの権利条約（1989年） 1993年日本批准

- 選択議定書

子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利に関する条約の選択議定書

武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利に関する条約の選択議定書

通報手続に関する選択議定書（日本未批准）

- 一般的意見16

子どもの権利条約とビジネス

<ガイダンス>

- 子どもの権利とビジネス原則
- 子どもの権利を投資の意思決定に組み込むための投資家向けガイダンス
- Obligations and Actions on Children's Rights and Business(政府向け)
- Children's Rights in Impact Assessments(子どもへの影響力評価)
- 子どもの権利とビジネス原則 自己評価ツール

3. 子どもの権利条約

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

採択 1989年11月20日 世界子どもの日

- ・前文+54か条 / 締結国：196か国（米国は署名はしたが批准していない）
- ・日本は**1994**年に批准（158番目）
- ・5年ごとに国連へ批准状況の報告
- ・すべての子どもの人権を保障する法的拘束力を持った初めての国際条約
- ・子ども = 0～18歳未満（第1条）

子どもにまつわる問題が「なぜ起きるのか」と「なぜ？」を問い続けていくと、行きつく答えが「子どもには人として大切にされる、尊重される権利がある」ということ自体が、おとなにも子どもにも知られていない、理解されていないという側面があるのではないかと。また例え知っていたとしても、実際にどのように子どもに接したらいいのかわからないということもあるのでは。このような状況の中から、子どもにまつわる様々な問題が起きているのではないかと思ったのです。
ACE HPより <http://acejapan.org/childlabour/childrights>

「子どもの権利条約」は、
子ども（18歳未満）を**権利をもつ主体**と位置づけ、
おとなと同じく、**ひとりの人間として持っている権利を認めている**。
さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには**保護や配慮が必要な面もある**
ため、**子どもならではの権利も定めている**。

4原則

差別の禁止（第2条）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、
性別、意見、障がい、経済状況などどんな
理由でも差別されず、条約の定めるすべての
の権利が保障されます。

子どもの最善の利益（第3条）

子どもに関することが行われる時は、「そ
の子どもにとって最もよいこと」を第一に
考えます。

生命・生存・発達の権利（第4～10、

14、18、20、22～32、42条）

すべての子どもの命が守られ、もって生ま
れた能力を十分に伸ばして成長できるよう、
医療、教育、生活への支援などを受けるこ
とが保障されます。

子どもの意見の尊重（第4、12～17条）

子どもは自分に関係のある事柄について自
由に意見を表すことができ、おとなはその
意見を子どもの発達に応じて十分に考慮し
ます。

※子どもの権利条約に関して、よく引用される日本語サイトでは、差別の禁止が4番目に出てくる。もともとの順番は、上記の 差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存・発達の権利、意見を聴かれる権利、の順。

子どもの権利条約を大きく4つに分類すると・・・

生きる権利

- ・健康に生まれ、防げる病気などで命をうばわれないこと
- ・病気やケガをしたら治療を受けられること
- ・人間らしく生きていくための生活水準が守られること

育つ権利

- ・自分の名前や国籍を持ち、親や家族と一緒に生活することができること
- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること
- ・考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること

守られる権利

- ・あらゆる種類の虐待や放任、搾取、有害労働などから守られること
- ・障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られること
- ・戦争から守られ、犠牲になった子どもの心や身体が守られること

参加する権利

- ・自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできること
- ・プライバシーや名誉がきちんと守られること
- ・成長に必要な情報が提供され、子どもにとってよくない情報から守られること

参考：

(特活)国際子ども権利センター (シーライツ) <http://www.c-rights.org/right/>

平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト <https://w.atwiki.jp/childrights/pages/1.html>

4. 子どもの権利委員会・一般的意見 16号 企業セクターが子どもの権利に 及ぼす影響に関わる国の義務(2013 年)

4. 国として、企業の活動および操業の文脈において子どもの権利を尊重し、保護しおよび充足するための十分な法的および制度的枠組みを定めることならびに権利侵害が生じた場合に救済措置を提供することが必要である。これとの関連で、国は以下のことを考慮するよう求められる。

- (a) 子ども時代は他に代えがたい身体的、精神的、情緒的および霊的発達の時期であり、暴力、児童労働または安全性を欠いた製品もしくは環境上の危険にさらされること等の子どもの権利侵害は、生涯にわたる、とりかえしのつかない、かつ世代さえ超えて及ぶ影響を有する可能性がある。
- (b) 子どもは政治的発言権を持たず、かつ関連の情報にアクセスできないことが多い。子どもは、自己の権利を実現させるうえで、自らはほとんど影響力を有しない統治制度に依拠している。そのため、自己の権利に影響を与える法律および政策についての決定において発言権を持つことは困難である。意思決定の過程で、国は企業関連の法律および政策が子どもに与える影響を十分に考慮しないことがある一方、逆に、企業セクターは、子どもの権利に関わりなく諸決定に強力な影響力を行使することが多い。
- (c) 自己の権利が侵害された際に子どもが——裁判を通じてであれ、または他の機構を通じてであれ——救済を勝ちとることは一般的に困難であり、企業による権利侵害の場合にはその度合いがさらに高まる。子どもは、法的地位、救済機構に関する知識、経済力および十分な法的代理を欠いていることが多い。さらに、企業の世界的操業を背景として生じた権利侵害に対する救済を子どもが勝ちとることは特段の困難が存在する。

25. 国際人権法上、国には3つの態様の義務、すなわち人権を尊重し、保護し、かつ充足する義務が課されている¹⁰。これは結果義務および行為義務を包含するものである。国は、その機能を民間企業または非営利組織に委譲しまたは外部委託する場合にも、条約およびその選択議定書に基づく自国の義務から免れることはない。したがって国は、子どもに影響を与える企業の活動および操業との関係で子どもの権利を尊重し、保護し、かつ充足しない場合には条約上の義務に違反することになる。これらの義務の範囲については以下でさらに詳しく検討し、また実施のために必要とされる枠組みについては第VI章で議論する。

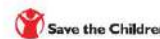
5 子どもの権利とビジネス原則

子どもの権利とビジネス原則

●子どもの権利と ビジネス原則



「実践的枠組み」



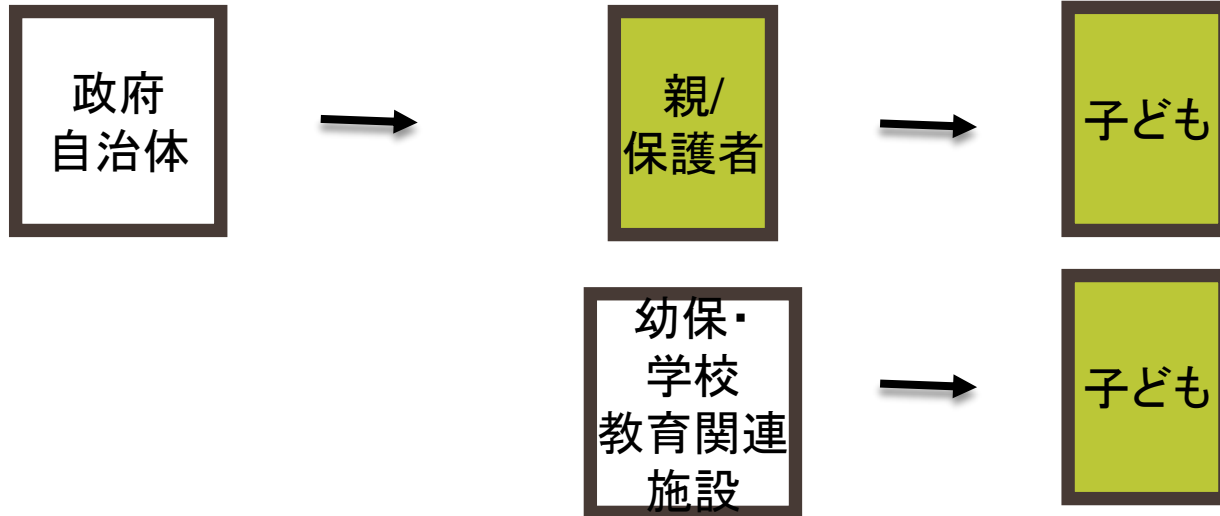
すべての企業が取り組むべきこと →→→	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	子どもの権利を尊重する責任を負わなければならない。子どもの権利の侵害を防止する。	すべての企業活動および取引関係において児童労働に賛同しない。	紛争地域、子どもの権利を侵害する人々、脅かされている人々からいじめを防止する。	すべての企業活動および取引関係において、子どもの権利と安全を確保する。	製品とサービスに有害な物質を含有し、または生産過程で子どもの権利を侵害するものは、避ける。	子どもの権利を尊重し、推進するようなマーケティングや広告活動を行う。	健康と安全に関する十分な情報、教育、訓練を通じて、子どもの権利を尊重し、推進する。	児童労働について、子どもの権利を尊重し、推進する。	児童労働について、子どもの権利を尊重し、推進する。	児童労働について、子どもの権利を尊重し、推進する。	子どもの権利の侵害と実害に付随して、当該児童の権利を回復し、補償する。

子どもの権利とビジネス原則

- 1子どもの権利を尊重する責任を果たし、子どもの権利の推進にコミットする
- 2すべての企業活動および取引関係において児童労働の撤廃に寄与する
- 3若年労働者、子どもの親や世話をする人々に働きがいのある人間らしい仕事を提供する
- 4すべての企業活動および施設等において、子どもの保護と安全を確保する
- 5製品とサービスの安全性を確保し、それらを通じて子どもの権利を推進するよう努める
- 6子どもの権利を尊重し、推進するようなマーケティングや広告活動を行う
- 7環境との関係および土地の取得・利用において、子どもの権利を尊重し、推進する
- 8安全対策において、子どもの権利を尊重し、推進する
- 9緊急事態により影響を受けた子どもの保護を支援する
- 10子どもの権利の保護と実現に向けた地域社会や政府の取り組みを補強する

子どもと企業の接点が増大

従来型



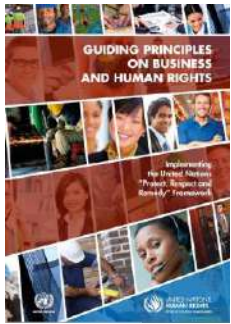
インターネット時代



例:「子どもに対する暴力」の企業の関連
(子どもポルノ、クレジットカード決済)

6. 子どもの権利と投資ガイダンス

「子どもの権利と投資ガイダンス」日本語版発表までの背景



2011年
「ビジネスと人権に
関する指導原則」
国連人権理事会
で承認



2012年
「Children's Rights
and Business
Principles」原文発表

2014年
日本語版「子どもの
権利とビジネス原則」
発表



2019年
「Investor Guidance on
Integrating Children's Rights
into Investment Decision
Making」原文発表

2020年
日本語版「子どもの権利を投
資の意思決定に組み込むた
めの投資家向けガイダンス」
発表

背景

課題

- 企業の人権尊重の責任が明確になり、**人権デューディリジェンスへの取り組みが進む**
- 子どもはステークホルダーとして企業活動に関わりがあるはずだが、**子どもの権利尊重が企業活動の中で推進されていない**

関心の高まり

- **ESG投資が拡大**する中で、2019年子どもの権利と投資に関するガイドラインがオランダのESG評価機関 Sustainalytics社とUNICEFより発表。
- 投資や企業活動が**子どもの権利を尊重**することにより、**持続可能な社会の形成に貢献**することを願い日本語版翻訳



子どもの権利を
投資の意思決定に
組み込むための
投資家向け
ガイダンス

「子どもの権利と投資」ガイダンス

リンク先

http://acejapan.org/csr/pdf/investorguidance_children'srights.pdf



どのようなことが書いてあるのか

- 子どもの権利に関する主要なリスクと影響
- 投資家の役割
- 企業評価チェックリスト
- 参考資料（規範、原則、指標）

投資家向けガイダンスを参照する意義

- 投資家の役割

「望ましい社会を作るための企業行動を促す」

こういう社会を作っていこうというメッセージ

- 投資家のメッセージを理解することで企業価値を高めるための企業活動をデザインできる
- NAP、子どもの権利への取り組み強化



企業価値を高めるための参考ツール

子どもの権利に関する主要なリスクと影響

ビジネス活動やサプライチェーンのいたるところで、「子どもの権利」が多種多様な形で影響を受けている

影響を受ける主な分野

就労現場における方針と実務

情報通信技術 (ICT)

CMやマーケティング手法

地域社会や国際社会における 企業と子どもたちとの関わり方

就労現場における方針と実務

例)

リスク・影響

- 児童労働の利用により、子どもの教育の機会の損失、健康・身体成長への悪影響、経済的搾取
- 親の就労時間等によって、子どもの育児に支障をきたす
- 親が十分な賃金を得られないことで、子どもの健康、栄養、教育を支えられない

参考資料：付録3 サプライチェーンに関連する子どもの権利指標

情報通信技術 (ICT)

例)

リスク・影響

- 不適切なオンラインコンテンツや、モノ・サービスへのアクセス
- オンラインサービス等の過剰使用
- デジタルマーケティングによる子どもたちの個人データの収集、分析、保存、販売(データの保護とプライバシーに関する問題)

参考資料:・付録4 オンライン活動およびICT企業にする子どもの権利指標

CMやマーケティング手法

例)

リスク・影響

- 不健康な食品マーケティングや一部の高度化された販売テクニックにより、こどもの健康と十分な栄養を得る権利を損ねる可能性
- 非現実的な外見の基準を作り出すことで、不必要にそれらを追い求めたり、自信を欠いたりする可能性
- 伝統的なステレオタイプの表現により、抑圧的なジェンダー規範を固定化してしまったり、生きにくさを感じたりする可能性

参考資料:・付録5 食品マーケティングに関連する子どもの権利指標
・子どもに影響のある広告及びマーケティングに関するガイドライン
<https://www.savechildren.or.jp/partnership/crbp/pdf/fm.pdf>

地域社会や国際社会における 企業と子どもたちとの関わり方

例)

リスク・影響

- 廃棄物の管理等による公害
- 採掘産業の及ぼす環境汚染による子どもの健康への影響、安全や保安のリスク、親の健康被害による経済的困窮、児童労働
- 土地の不適切な収用による、生活や健康への影響
- 子ども兵を含む、治安部隊や民間警備としての子どもの採用
- 性暴力を含む虐待の犠牲者となる
- 犯罪の手先として利用される
- 親が何らかの被害にあったときには子どもが二次被害を被る

参考資料: ・付録6 採掘産業に関連する子どもの権利指標

・子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド

https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/2020_CS_guide.pdf

企業のリスクと機会

リスク

子どもの権利と福祉に関する無責任、無関心な企業行動

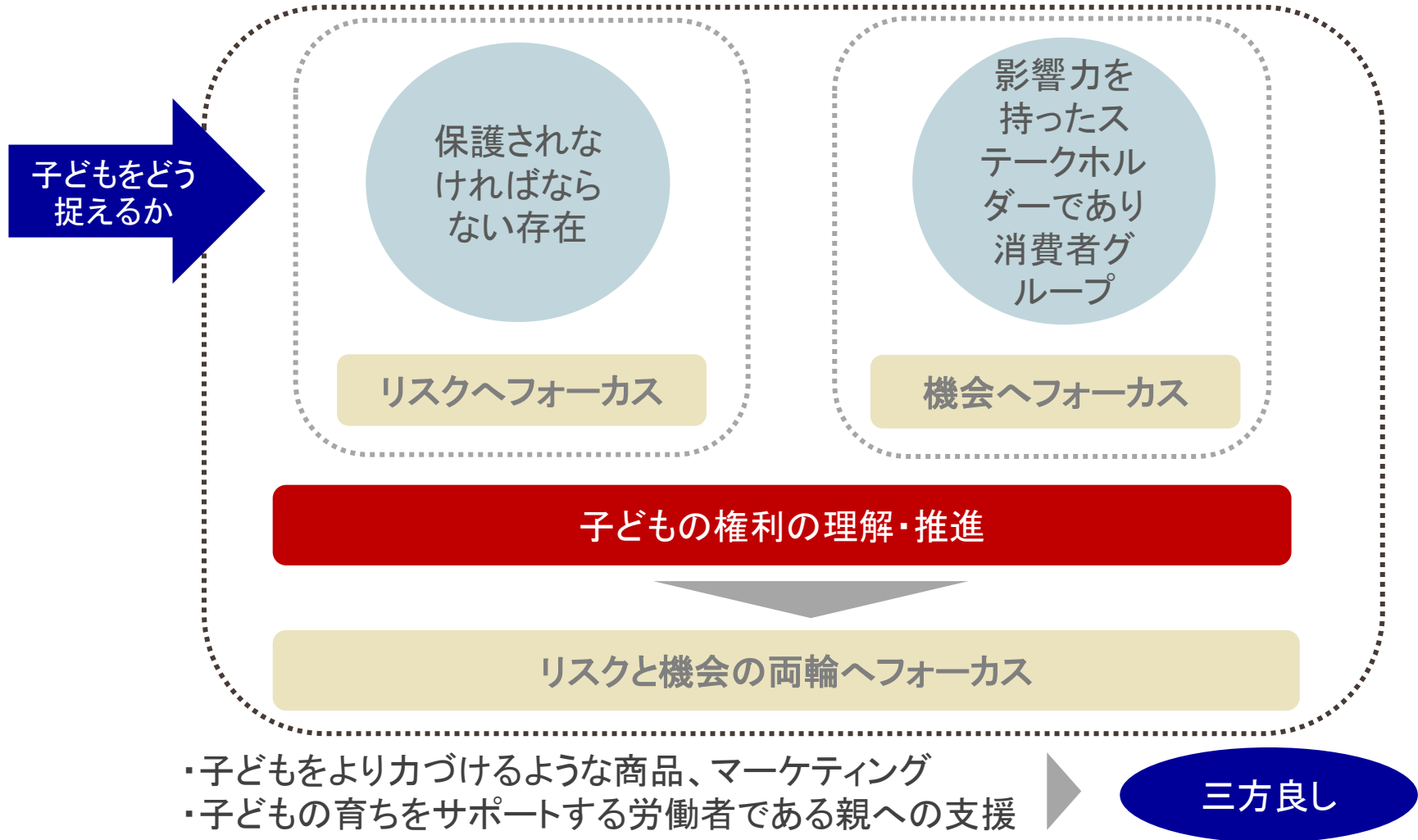
評判の失墜、売上の低下、訴訟、罰金、ボイコット、プロジェクト
や納入の遅れ、契約の損失、コスト増、規制強化

機会

子どもたちをステークホルダー、顧客として適切に認める

新たな利益獲得のチャンス、売上増加、従業員満足度と生産性
の向上、先行者利益、長期的な安定顧客確保、信用増加、好意
的な注目、より安定した企業環境

企業は子どもの権利推進において大きな役割を果たせる



子どもの権利に関する指標

ビジネス活動やサプライチェーンが影響を与える
「子どもの権利」の理解をサポートする資料

サプライチェーンに関連する子どもの権利指標(付録3)

オンライン活動およびICT企業に関連する子どもの権利指標(付録4)

食品マーケティングに関連する子どもの権利指標(付録5)

採掘産業に関連する子どもの権利指標(付録6)

※子どもの権利に特化した指標は策定中

付録3

サプライチェーンに関連する 子どもの権利指標

以下のリストは、投資先企業がサプライチェーンにおける子どもの権利に関するリスクをどの程度管理しているかについて、投資家が評価する際に利用できる質問事項と指標の例を示している。

重要な質問事項

- その企業は取引先サプライヤーにおける子どもの権利の尊重と支援を促進しているか（例、方針、行動規範、意識向上、技術サポートを通じて）。
- その企業は自社のサプライチェーンについて、子どもに対する影響も踏まえたリスクと影響の評価を行っているか。
- その企業は取引先サプライヤーのリストとサプライチェーンにおける子どもの権利の指標に関する報告を公開しているか。
- その企業はサプライヤーとの購買業務に持続可能性に関する評価基準を盛り込んでいるか。
- その企業はサプライチェーンのより深い階層（一次サプライヤー以降）における子どもの権利のリスクをモニタリングし、対処しているか。

サプライチェーンにおける子どもの権利への影響に関する具体的な指標の例（状況によって異なる）：

母性保護

- サプライヤー企業が自社従業員に提供している母親に対する有給/無給の出産休暇・育児休暇期間
- 出産休暇・育児休暇中の平均収入（休暇前の収入と比較）

- 父親に対する有給/無給の育児休暇期間
- 母親と父親に対する育児休暇中に与えられるその他の支援（例、各種サービスへのアクセス）
- 妊娠・授乳育児中の母親に対する特別の健康と安全の保護
- 妊婦や母親であることを理由に差別されないことを保証する制度

母乳育児支援

- 就業中の授乳時間を賃金支払いの対象として認められる権利
- 職場で母親が授乳するための十分なスペースの確保
- 職場で母親が母乳を搾乳し保管するための十分なスペースの確保
- その他の形態の母乳育児のための支援（例、職場における理解促進、勤務地の相談等）

保育支援

- 雇用者主導による、従業員向け保育支援（職場内保育園の整備や地域の保育園との連携等）

児童労働と保護

- 児童労働のリスクを監視し是正する実効的なシステム
- 子どもの保護のための実効的な方針と手続き
- 若年労働者に対する特別な保護および若者のエンパワメントプログラム

健康、安全、衛生

- 妊婦および授乳育児中の女性の安全衛生を確保する実効的な措置
- 清潔な水、衛生施設へのアクセス

賃金と労働時間

- 労働者とその家族の基本的ニーズを満たす最低賃金
- 国内法または国際基準（いずれかより有利なほう）に限定された労働時間
- 共働きの親のためのフレックスタイム制（例、在宅勤務の方針）

移民労働者

- 移民労働者や季節労働者が特に直面する課題の対策（例、家族と移住する労働者への支援、政府と協力して移民家族に対する基本サービスへのアクセスを提供する）

前向きな子育て

- 前向きな子育てを促進するための対策（例、幼児期の発達的重要性を強調した研修や啓発キャンペーン）



※ガイドラインより抜粋

オンライン活動およびICT企業 に関連する子どもの権利指標

ここで示す指標に関係するサプライヤー：モバイル事業者、インターネット・サービス・プロバイダー、コンテンツ・プロバイダー、オンライン小売業者、アプリケーション（アプリおよびゲーム開発業者）、ユーザー作成コンテンツ・プロバイダー、インタラクティブおよびソーシャルメディア・プロバイダー、国営および公共サービス放送事業者、ハードウェア製造業者、オペレーティング・システム開発業者、アプリストア。

インターネットでの子どもの権利の保護を考える際には、企業は慎重を期して、子どもが保護を受ける権利と、子どもの情報へのアクセスの権利や表現の自由とのバランスを取らなければならない。したがって企業がインターネット上で子どもを保護するための手段は、その対象が明確に定まっている必要があり、子どもまたはその他のユーザーにとって過度に制限的なものとならないようにしなければならない。さらに、子どもの権利の実現に向けたICTの積極的利用を促進する製品・プラットフォームの開発や、産業全体で子どもにデジタル・シチズンシップ（情報技術を利用する市民としてとるべき責任ある行動）を主体的に促進していくことが重要とのコンセンサスも高まっている。企業は、自らの事業活動やより幅広いバリューチェーンによって影響を受ける子どもたちの権利を尊重する責任を有している。

以下のリストは、インターネットまたはインターネットに接続するための関連テクノロジーやデバイスを利用する際に、投資先企業が子どもの権利に関するリスクをどの程度管理しているかについて、投資家が評価するのに役立つ質問例を示している。

重要な質問事項

- その企業は、該当するすべての企業方針および経営管理プロセスにおいて、インターネット上の子どもの権利

に関する考慮²⁾を組み込んでいるか。

- その企業は、自社の製品・サービスのイノベーション、研究開発、流通に関連して生じる子どもの権利への影響、機会、リスクを評価しているか。
- その企業は、事業を行うすべての国の固有の事情に関連して影響およびリスク評価を終えているか。
- その企業は、自社の主要な機能を果たす部門を網羅する形で、子どもの権利保護に係る適切/必要な方針および管理システムを設けているか。

子どもの性的虐待に関するコンテンツに関わる 方針と手続き

- その企業は、子どもの性的虐待に関するコンテンツの取り扱いに関する手続きを定めているか。
- その企業は、子どもの性的虐待に関するコンテンツ素材に対処する方針、基準、行動規範またはその他の文書を有し、それを利用者に伝えているか。企業は、それをすべての実地のオペレーションに適用することを検討しているか。
- その企業は、子ども、親、教師および保護者のための、安全なインターネット環境を推進する活動や教材を、策定または提供しているか。その企業は、子どもや他の脆弱性のある集団に対して安全なインターネット環境を提供するために、関係当局や他の利害関係者と協力しているか。



© UNICEF/UN0131487/FIN/CSO

フィルタリング、年齢認証、プライバシー

- その企業は、自社のモバイル・サービスや固定ラインによるインターネット・サービスに対して、コンテンツのフィルタリングツールや、親が利用や閲覧の制限を設定できるツールを無料で提供しているか。
- その企業は、未成年者の不適切なコンテンツやアプリケーションの利用に係る年齢認証システムを設けているか。
- その企業は、プライバシーや子どもに関する、または子どもからの個人データの収集と保存に係る明確な基準を設定しているか。その基準は、親の承諾なしにはデータ収集と保存ができないことになっているか。

マーケティング

- その企業は、子どもたちや他の脆弱性のある集団を対象とした、責任あるマーケティングおよび広告に係るグ

ローバルな方針や行動規範を設けているか。

- その企業は、次のことを考慮したマーケティング方針を設けているか—— (1) 非現実的、不健康且つ、性的特徴を際立たせた身体イメージ画像を広告で用いることの子どもの影響、(2) 広告において対象とする子どもの最少年齢、(3) 学校、遊び場、その他子どもがよく集まる場所など、マーケティングにふさわしくない場所、(4) 広告やマーケティングにおける子どもの適切な利用に関する指針。
- その企業の責任あるマーケティング方針またはコミットメントは、公表され、すべての関連する社内部門に伝わっているか。
- マーケティング方針は、特にデジタルメディアの利用を通じた子どもへのマーケティングの潜在的影響を考慮に入れているか。

※ガイドラインより抜粋

付 録 5

食品マーケティングに関連する 子どもの権利指標

以下のリストは、投資先企業が食品マーケティングにおける子どもの権利に関するリスクにどの程度寄り添った対応をしているかについて、投資家が評価する際に利用できる質問事項と指標の例を示している。

重要な質問事項

- その企業の取締役会は、世界の栄養問題への対応に係る自らの役割を認識しているか。またそのコミットメントは子どもの肥満に対応しているか。
- その企業は、責任あるマーケティング方針を定め、その中で子どもに向けた不健康な食品のマーケティングの低減目標を設定しているか。
- その企業の責任あるマーケティング方針は、全体的かつ包括的なものとして、18才未満のすべての子どもとあらゆるマーケティングの経路・形態を対象としているか。また十分な透明性と第三者によるモニタリングと評価を組み込んでいるか。

食品マーケティングにおける子どもの権利への影響に関する具体的指標の例:

方針

- 以下の事柄についての明確な定義を記載する。
 - 子どもとは、18才未満のすべての者とする。
 - マーケティングとは「子どもに関するあらゆる形態の商業コンテンツ」とする（スポンサーシップ（協賛）、学校、オンライン・チャンネルを含む）。
 - 不健康な食品とは、独立機関による、エビデンスに依拠した基準（例、世界保健機関によるもの）に基づくものとする。
- 以下の事項に対するコミットメント（約束）と対策を盛り込む。
 - 不健康な食品のマーケティングに子どもが晒されることを減らす。



© GETTY IMAGES

- 健康的な食品のマーケティングを増やす。
- 子どもにふさわしいコンテンツ（例、有害な固定観念を助長しないもの）を制作する。
- 定期的にコンプライアンス報告書を作成し公表する。

戦略とガバナンス

- 経営幹部レベル/取締役会レベルでのコミットメント
- 経営幹部レベルによる、責任あるマーケティング戦略の策定と実施
- 戦略実施を支援する専門家グループの設置

実施、モニタリング、評価、報告

- 企業全体での方針遂行をモニタリングするための、適切なチェック・アンド・バランス機構の導入
- 第三者により検証を受けた定期的な外部コンプライアンス監査の報告

※ガイドラインより抜粋

付 録 6

採掘産業に関連する 子どもの権利指標

採掘企業は複雑な人権リスクにしばしば直面し、その事業活動は、(経済社会的に) 不利な立場に置かれた地域で行われることが多い。こうした企業の周囲には、最も立場の弱い子どもたちが存在し、深刻かつ多様な影響を与える。採掘セクターは、子どもにマイナスとプラスのどちらの影響も与えることがあり、多くの場合そうした影響の生じる可能性、規模、深刻さは活動の性質および地域コミュニティとの近さに関係している。

ユニセフの調査³⁵から得た重要な所見の一つは、子どもは大人より採掘プロジェクトの影響を受けやすく、特に身体を形成する発育期にある0歳から5歳までの乳幼児への影響が大きいことである。こうした影響は、再定住、移住、環境、安全と保安などの問題と関連して生じる。

採掘企業は、自社事業の子どもへの影響を評価するにあたり、次のような重要な質問事項を検討すべきである

重要な質問事項

- プロジェクト形成段階においてステークホルダー分析を行い、子どもたちが大きく影響を受ける可能性のあるステークホルダー・グループであるかを確認したか。
- 子どもをプロジェクトのベースライン調査の対象として取り上げているか。また、子どもたちには調査への適切な参加機会があったか。
- プロジェクト形成段階の分析には、経済、社会、環境、健康関連を問わず、子どもの権利に関するすべての課題と影響に対する評価が含まれていたか。
- 継続的な影響評価や、その他の社内のデュー・ディリジェンス・プロセスおよび管理システムに、子どもの権利は組み込まれているか。

採掘企業が、各自の事業特有の状況に応じて明確に検討すべき課題や分野を決定する際には、ユニセフの「*Child Rights and Mining Toolkit. Best practices for addressing children's issues in large-scale mining*」³⁶に掲載されている詳しい情報、ガイダンス、指標が参考になる。

※ガイドラインより抜粋

企業評価チェックリスト

投資家が、自らの方針や投資意思決定に子どもの権利を組み込むための方策を遂行するには、投資先企業の意識向上や実務改善への要求事項を明確に設定するのがよい。企業を分析し対話や働きかけ（エンゲージメント）をする際、投資家は子どもの権利に関するリスクを意識した責任あるアプローチがとられていることの確証を得るべきである。すべての対話で同じ問題を画一的にとりあげるべきというわけではなく、常に各企業に当てはまる具体的な状況や影響を考慮に入れ、最も顕著な問題に確実に焦点を当てるようにすべきである。

活発な対話の材料、あるいは企業評価チェックリストとして利用できる一連の質問事項を以下に紹介する。投資先企業が子どもの権利にどの程度適切に対応しているかについて、投資家が判断材料として利用できる基準に焦点を当てたものである。加えて、付録3～6は、投資先企業がそのサプライチェーンにおいて、また具体的な業界（ICT、食品マーケティング、採掘業を含む）の事情や課題に関連して、どの程度子どもの権利に関するリスクに対処しているかを投資家が評価するのに役立つ質問事項と指標を提供している。

1. 経営戦略と企業のリーダーシップ

企業の方針と事業活動（必要に応じて戦略、営利、投資の決定を含む）に子どもの権利を組み込むことについて、企業の経営陣や幹部が当事者として携わることが不可欠である。経営陣の当事者意識の欠如は、子どもの権利に対する悪影響をもたらしたり、事業機会の逸失につながる可能性もある。

- その企業は、自社の方針（行動規範、保護方針²⁵、マーケティング方針など）において、子どもを考慮すべき利害関係者とみなしているか。
- 方針等におけるコミットメントでは、重要な国際条約（子どもの権利条約、ILO第138号および182号条約を含む）や他の原則やガイドライン（国連ビジネスと

人権に関する指導原則（UNGP）、国連グローバル・コンパクトなど）に具体的に言及しているか。

- 取締役会は、会社の業務と子どもの権利との相互関係性、およびそれが企業の評判と財務に与える影響について検討したか。
- 経営陣は、子どもの権利への配慮を、十分な情報を考慮したデュー・ディリジェンスに基づき、全体的なビジネス戦略および事業活動に組み込んだか。
- 取締役会は、子どもの権利の推進がどうすれば新しい事業機会につながるかを検討したか。

2. リスクと影響の評価と管理

企業が子どもを権利保有者および利害関係者として認め、子どもに対する自らの影響を理解し、対処し、報告するためには、子どもの権利への配慮を企業デュー・ディリジェンスのプロセスに組み込むことが不可欠である。

- その企業は、予防原則にしたがって自らの人権リスク（子どもの権利を含む）に対処することにどの程度コミットしているか。²⁶
- その企業は、自社の子どもの権利を人権リスク・影響評価に組み込んでいるか、また（必要に応じて）他社のリスク・影響評価に組み込んでいるか。
- 子どもの権利に関する進捗状況と企業の実績を追跡するシステムが導入されているか。
- 子どもが受ける悪影響に対する救済措置を提供する、事業レベルの苦情処理メカニズムが導入されているか。そうしたメカニズムは企業の直接的な業務に加えて、特にリスクの高いサプライヤーも対象にしているか。

- サプライヤー、第三者機関、他のビジネス・パートナー（少なくとも、子どもの権利の問題に関して高リスクと特定された者に関連して）に対するデュー・ディリジェンスのプロセスに子どもの権利は含まれているか。²⁷

3. 透明性と報告

取組みの実績を追跡し広く周知していくことは、企業が子どもに対する自らのコミットメントに真摯に向き合っていることを明確に示すことになり、結果責任への意識を醸成することになる。子どもの権利に関するリスクと影響への企業の対応の実効性をモニタリングすることは、既存の方針や経営管理アプローチが適切かどうかを検証する決め手となる。²⁸

- その企業は、子どもの権利に関するリスクにどのように対処し管理しているかを、公表しているか。
- その企業は、サステナビリティ関連報告書に具体的な子どもの権利指標を採用しているか。
- その企業は、報告の中で子どもの権利に関する行動計画や改善目標を論じているか。

4. 事業外の活動とステークホルダー（利害関係者）へのエンゲージメント

企業は、そのリソース（マーケティング、コミュニケーションチャネル、データ、専門知識など）を、子ども、家族、政策決定者、顧客、従業員、一般の人々を含むその他の利害関係者へ届けることにより、公共政策、世論、人々の行動に大きな影響を与えることができる。第三者機関との関わりや、業界団体・イニシアティブへの参加を通じて、企業は子どもの保護やエンパワメントに関する新たな事業機会や知見を得ることができる。しかし、関連機関や業界団体の政治的な立場や目標は、企業が自ら取り組む子どもの権利の擁護に間接的に矛盾する場合もある。

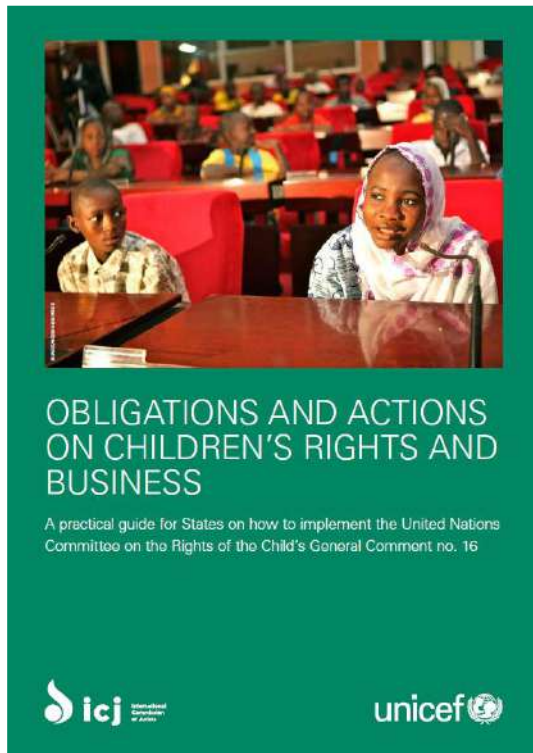
- その企業は、どの程度まで子どもの権利を推進する機会を特定し、関連する課題や懸念の改善に自らの影響力を用いているか。
- その企業は、自らの影響の及ぶ範囲において子どもの権利の実現を積極的に守るために、子どもの権利の専門家や地元の主要な利害関係者に相談し、協力しているか。
- その企業は、自らのロビー活動や提携団体によって推進している事項が、子どもの権利を不作為に害することがないように、確認しているか。
- その企業は、例えば同業種内や特定の地域における子どもの権利関連のマルチステークホルダー・イニシアティブに参加し、ベストプラクティスの共有や関連課題への取組みなどをおこなっているか。

※ガイドラインより抜粋

経営への統合、人権デュー・ディリジェンスに「子どもの権利」が考慮されているかということ

関連ガイダンス文書

政府



<http://childrenandbusiness.org/wp-content/uploads/2015/08/Obligations-and-actions-on-childrens-rights-and-business.pdf>

企業



https://www.unicef.org/csr/css/Children_s_Rights_in_Impact_Assessments_Web_161213.pdf

7. 先行研究

先行研究:The relationship between children's rights and business

1. 子どもの権利がビジネスの役割や取組にどう影響を及ぼすか？
2. ビジネスがどのように子どもの権利の尊重と保障を行えるか？

Tara M.Collins(2014)The relationship between children's rights and business,
The International Journal of Human Rights

先行研究

(現状※2014年執筆時点)

- 国際社会でビジネスと人権に焦点があたっても、子どもに関してはかなり研究が遅れている
- ビジネスの教科書には、子どもの権利、そもそも人権についての記載がない。あるとしたら人的資源の部分か各セクターの児童労働について (狭い理解)

(背景)

- ビジネスは子どもに正・負の影響を与えているが、企業幹部は感知していない
- 社会的責任投資 (FTSE4Good, Dow Jones Sustainability Index)等やその他ランキングでも子どもに関することがほとんどない

アクターの役割と取組 (Roles and efforts)

1. 国際機関

- ① ビジネスと人権指導原則 (2011年)
- ② 子どもの権利とビジネス原則 (CRBP、2012年)
- ③ 子どもの権利とビジネスに関する一般的意見 (子どもの権利に対する企業セクターの影響に関する国家の義務についての「一般的意見16」 2013年) ※ 1

○ 策定への参加

- ① 全大陸で20カ国で47のコンサルテーション、Grevance mechanismの5カ国5セクターでの試行、10企業でのデューデリの試行
- ② 600人の企業、市民社会組織、専門家、子ども、7歳～17歳の400人の子ども
- ③ マルチステークホルダーコンサルテーション

先行研究

懸念

- ◆ 人権/子どもの権利はビジネスと関係ないという誤解
- ◆ 国家とその他の役割が企業と無関係と誤認されている
- ◆ 人権は「過剰に求めすぎ」(overly demanding)と、その解釈を誤る

先行研究

2.企業

立ち位置

ポジション1 企業は慈善活動で既に助けている

ポジション2 批判、予見できない結果への恐れ
批判されたくない＝デューデリしたくない

ポジション3 権利尊重の正負のモチベーション

先行研究

3. 若者(young people)

- ◆子どもの役割や権利に関する配慮の欠如の課題
- ◆子どもと子どものニーズに関する推測の課題

先行研究:The relationship between children's rights and business

1. 子どもの権利がビジネスの役割や取組にどう影響を及ぼすか？

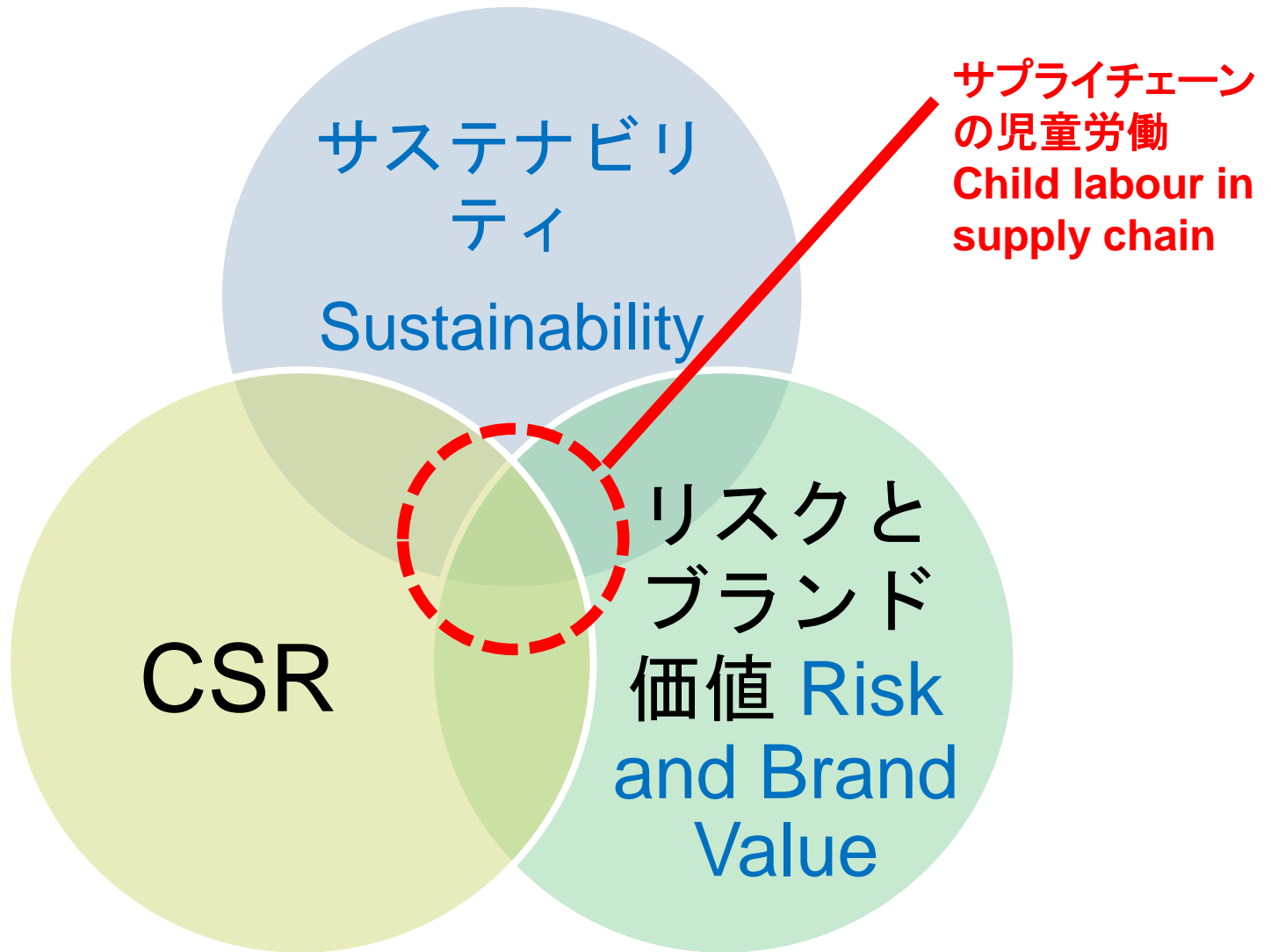
⇒人がいるところにビジネスあり。関連はもはやさけられない。ビジネスにとって持続可能性、倫理、CSR、社会の前進に貢献する機会。ビジネスはその役割と責任を無視することはもはやできない。

1. ビジネスがどのように子どもの権利の尊重と保障を行えるか？

⇒子どもの権利はビジネスの関係性、構造、プロセスと成果に影響しうるし、するべきである

Tara M.Collins(2014)The relationship between children's rights and business, The International Journal of Human Rights

8. 子どもの権利×ビジネスと人権 児童労働を通じた事例



児童労働によって奪われている 子どもの権利の例①



生きる権利

すべての子どもの命が守られること

第6条：生きる権利・育つ権利 働いている子どもたちの多くは、栄養のある食事を十分にとることができず、健康的に育つことができない状態にいる。

第24条：健康・医療への権利 働いている子どもの中には、仕事中にけがをしたり、過酷な労働のために病気になってしまったりすることがある。また、けがや病気をしても治療が受けられないこと、そのために障害をおってしまうことも、

第27条：生活水準の確保 多くの場合、働く子どもたちにはきれいな飲み水や栄養のある食事、住む家など、生活するために必要な最低限のものがありません。親や国がそれをそろえることができていないのです。

第18：子どもの養育はまず親に責任 子どもを育てる義務は親にあるが、働く子どもの場合、その親が十分に子どもを育てることができないため、子どもが自分の幼いきょうだいの面倒を見たり、家計を助けるために働いたりしている。

第28条：教育を受ける権利 働く子どもたちの多くは、学校に通って勉強をすることができていない。女の子には教育は必要ないという考えをもっている国や地域もあり、特に女の子が差別される傾向にある。

第31条：休み、遊ぶ権利 働いている子どもたちの多くは、できるだけたくさん働いてたくさん稼げるように、休みをおしんで働いている。また休みを取ろうとすると暴力を受けるなど、休んだり遊んだりすることができないような状況にいる。



育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること

イラスト：日本ユニセフ協会HPより

児童労働によって奪われている子どもの権利の例②

第19条：虐待・放任からの保護	働いている子どもの家庭では、貧しさから親がアルコールや麻薬中毒になったり、子どもに暴力をふるうようになることもある。
第20条：家庭を奪われた子どもの保護	病気やエイズ、その他の原因で親が亡くなってしまっても、他の家庭や行政に保護されず、自ら働いて生活費を稼いでいる子どもがいる。
第26条：社会保障を受ける権利	働く子どもの家庭では、親が働くだけでは家族を十分に養えないことが多くあるが、国から基本的な生活をするための支援も受けられていない。
第32条：経済的搾取・有害な労働からの保護	働いている子どもたちの多くは、労働に見合ったお金をもらえなかったり、危険有害な労働を強いられている。
第34条：性的搾取からの保護	働く子どもたちの中には、売春宿で働かされたりする子どももいる。また、家事手伝いとして働いている子ども（女の子が多い）は、家の主人から性的な暴力や虐待を受けることがある。



守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

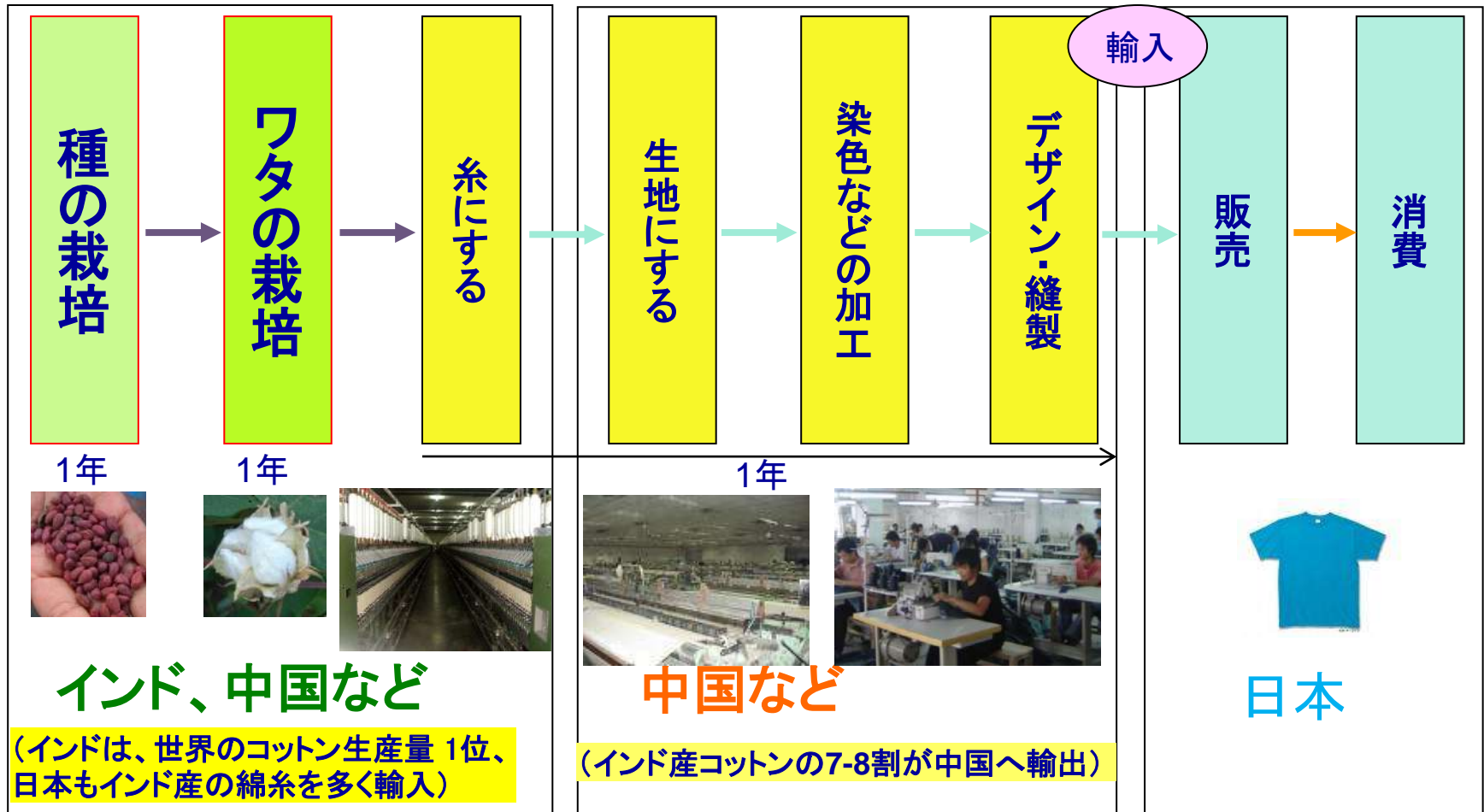
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

第39条：犠牲になった子どもを守る	働いている子どもたちの中には、暴力や虐待を受けたり、戦争に巻き込まれたり、性的虐待を受けたり、その他さまざまなつらい思いをして、心身に傷をおった子どもたちがたくさんいますが、その子どもたちが十分なケアを受けられることはありません。
--------------------------	---

第12条：意見を表す権利	働いている子どもたちの多くは、自分たちの厳しい環境について周りのおとなたちに訴える手段や機会も持っていない。
---------------------	--

第17条：適切な情報の入手	働いている子どもたちは、学校に行く権利など、自分たちが子どもの権利を持っていることを知らされてなく、知る手段も機会もない。
----------------------	---

コットン製品の生産プロセス ～日本に届くまで



企業・ビジネス側が起点となって人権侵害(子ども教育への権利・児童労働からの保護)の改善を政府に促す

2007年11月 世界第2位のコットン生産国(当時)ウズベキスタンでは、コットンの半分が約45万人の児童労働者によって収穫されており、またヨーロッパの衣類の約4分の1は、ウズベキスタンのコットンが使用されている。これについて人権活動家グループは、国際社会に対してウズベキスタンのコットン輸入のボイコットを呼びかけ。

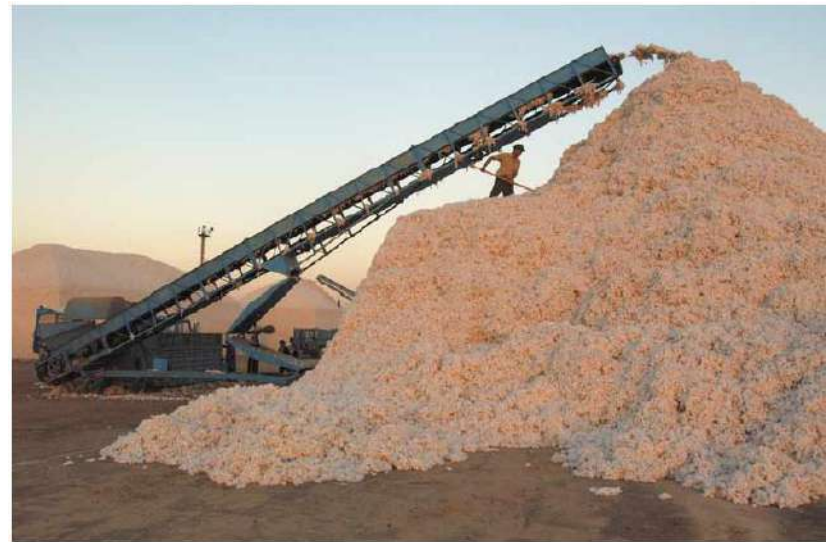
11月16日、人権活動家グループは、EU、アメリカなどの各政府、そしてユニセフ、国際労働機関(ILO)、国際綿花諮問委員会(ICAC)などへ公開文書を送った。ウズベキスタンのコットン産業での児童労働は、政府の強制的な政策によるもので、他の途上国のような貧困や人々に教育がないことが原因ではないという。

カリモフ大統領による独裁政権の下、国民の3分の1が強制的にコットン栽培に従事させられている。コットン輸出の取引資格があるのは大統領の親族が運営する3社のみで、その利益は、主に同親族たちへもたらされている。

子どもたちは休日なしで毎日最低8時間働き、収穫前のコットン畑で大量に使われる農薬や枯葉剤の残留物が染み込んだほこりを吸い込んでいる。コットン収穫にあたり、学校は少なくとも2ヶ月間閉鎖される。

フィンランドの衣料ファッション業のマリメッコ社やスウェーデンの衣料・繊維業H&M社は、児童労働によるウズベキスタンのコットン使用が報道された。マリメッコ社は、指摘された供給業者との取引を停止したが、一方H&M社はその事実を否定している。

ウズベキスタンのコットンの児童労働



出典:White Gold: the cost of cotton

- 330のブランドがウズベキスタンのコットン・製品をボイコット <https://www.sourcingnetwork.org/uzbek-cotton-pledge>
http://www.cottoncampaign.org/uploads/3/9/4/7/39474145/ahrca2012.09.20_boycott.uzbek.textile_en.pdf
- ILOは2013年からウズベキスタンで綿花収穫における児童労働のモニタリングを開始し、2015年からは世界銀行との合意の一環として、モニタリング対象に強制労働も加え、毎年その結果を公表。2020年2月に2019年調査報告を公表「系統だった児童労働の利用はなくなり、これはもはや大きな懸念事項ではなくなった」と結論づける。
- https://www.ilo.org/tokyo/information/pr/WCMS_736000/lang--ja/index.htm

2019年3月 米国政府、ウズベキスタン産コットンへの納入制限措置を解除

米国労働省は3月25日、ウズベキスタン産綿（コットン）について「強制・契約児童労働により生産された製品」としての指定を解除し、官報に公示した。

公示されたのは「大統領令第13126号に準拠した連邦請負業者への強制・契約児童労働に関する認証を必要とする製品リストからのウズベキスタン産綿を削除する最終決定の通知 [📄](#)」（決定自体は2019年3月13日付）で、米国連邦政府・機関への納入業者に対し強制・契約児童労働によって生産された製品でないことの認証の添付を義務付ける大統領令（第13126号）の対象製品のリスト（[E.O.リスト 📄](#)）から、ウズベキスタン産綿を除外することを最終的に決定するもの。大統領令13126号は対象製品の米国内への輸入もしくは連邦政府への納入行為自体を禁止するものではないが、企業側にレピュテーションリスク（注）として認識される可能性があった。

E.O.リストからウズベキスタン産綿を除外することに関する米国労働省の提案については、2018年7月31日に米国官報に公示され、1カ月間のパブリックコメントに付されていた。国際人権団体などから寄せられた情報・意見に基づき、米国労働省が実施した検証の詳細について今回の公示内に記載されているが、ウズベキスタン政府による強制・契約児童労働禁止の周知徹底に向けた国家的・積極的な取り組みもあり、米国労働省は「ウズベキスタンでの綿花収穫における児童労働は、単独的な（違反）事例レベルまで劇的に減少した」と認定。最終的に「同国産綿はもはやE.O.リストに含める基準に適合しない」と判断し、除外を決定している。

在日ウズベキスタン大使館は「これらの決定は、ウズベキスタン政府の人権状況の改善に向けた方策が米国政府に認知されたことを意味する」として、「（日本企業と）ウズベキスタンとの間での繊維製造・同貿易分野でのさらなる協力を期待したい」とコメントしている。

（注）評判リスク。企業のマイナスイメージが外部に広がること。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/04/14bd3f5e76bf821a.html>

9. 日本における取組状況

子どもの権利条約 NGOレポートより

● 1-8. ビジネス分野における子どもの権利保障

- ・第4・5回日本政府報告書において、企業活動が子どもにもたらす悪影響に関する意識は希薄で、勧告が求めている内容と著しい齟齬がある。
- ・企業活動が子どもにもたらし得る多様な影響ー海外のサプライチェーンにおける児童労働、子どもの保護者や若年労働者の強制労働や搾取的労働、インフラ開発における土地収奪や生活基盤・環境の破壊、国内の保護者の低賃金や非正規雇用の拡大、ワークライフバランスなど雇用の課題、子どもの性的搾取や児童ポルノ、子どもにとって安心・安全ではない製品やサービス、マーケティング・広告・マスメディアの子どもへの影響などーに対する認識が、政府報告書には見られない。
- ・さらに「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の策定、また「子どもの権利とビジネス原則」の周知が挙げられていることは評価できるが、これに関連する明確な施策が述べられていない。

【提言】

1. 子どもの権利条約の一般的意見16「企業セクターが子どもの権利に与える影響に関わる国の義務について」および「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011年）を十分に尊重し、子どもの権利の尊重・保護のための法的・制度的な枠組みを構築し、権利侵害が生じた場合の救済措置へのアクセスが確保できるよう検討すること。
2. 企業活動が子どもにもたらしている悪影響について情報収集・集約を行い、日本政府の現状の政策、規則、法律における措置、その他の取り組みについて「保護、尊重、救済」の枠組みに基づき報告を行い、課題を挙げ、今後の取り組みの展望について明確に示すこと。
3. 上記2点の実現に向けて、ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定プロセスにおいて市民社会の参加を確保し、また「子どもの権利とビジネス原則」を活用し国別行動計画に反映すること。
4. 上記2点の実現に向けて、サプライチェーンの人権デューディリジェンスを企業に促すための、企業および政府の調達方針を定め、法的・制度的枠組みを検討すること。

子どもの権利委員会：総括所見：日本(第4～5回) (2019年3月)

- 子どもの権利とビジネスセクター

15. ビジネスセクターが子どもの権利に与える影響に関わる国の義務についての一般的意見16号(2013年)および2011年に人権理事会が賛同した「ビジネスと人権に関する原則」を参照しつつ、委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

- (a) ビジネスと人権に関する国別行動計画を策定するにあたり、子どもの権利が統合され、かつ、企業に対し、定期的な子どもの権利影響評価および協議を実施すること、ならびに、自社の事業活動が及ぼす環境面の影響、健康関連の影響および人権面の影響ならびにこれらの影響に対処するための計画を全面的かつ公的に開示することが要求されることを確保すること。
- (b) 子どもの権利に関連する国際基準(労働および環境に関するものを含む)の遵守についてビジネスセクターに説明責任を果たさせるための規則を採択しかつ実施すること。
- (c) 旅行および観光の文脈における子どもの性的搾取の防止について、観光業界、メディア企業および広告企業、エンターテインメント業界ならびに公衆一般と連携して意識啓発キャンペーンを実施すること。
- (d) 旅行代理店および観光業界の間で世界観光機関の世界観光倫理規範を広く普及すること。

国連ビジネスと人権に関する指導原則(2011年)



State duty to protect

人権を保護する国家の義務



Corporate responsibility to respect

人権を尊重する企業の責任



Access to remedy

救済へのアクセス

1. 国家は、その領域及び／または管轄内で生じた、企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。そのために、実効的な政策、立法、規制及び裁定を通じてそのような侵害を防止し、捜査し、処罰し、そして補償するために適切な措置をとる必要がある。

2. 国家は、その領域及び／または管轄内に住所を定めるすべての企業がその活動を通じて人権を尊重するという期待を、明確に表明すべきである。

解説

国家は、企業が常に国家の不作為を好み、または国家の不作為から利益を得ると推定すべきではなく、企業の人権尊重を助長するため、国内的及び国際的措置、強制的及び自発的な措置といった措置を上手に組み合わせることを考えるべきである。

SMART
MIX

国連ビジネスと人権に関する指導原則 実施のための国家行動計画

- ・ 日本政府は2016年11月に国連ビジネスと人権フォーラムで国家行動計画策定を表明
- ・ 「ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)」を公表(24か国目)



(1) 横断的事項

ア. 労働(ディーセント・ワークの促進等)

イ. 子どもの権利の保護・促進

ウ. 新しい技術の発展に伴う人権

エ. 消費者の権利・役割

オ. 法の下での平等(障害者、女性、性的指向・性自認等)

カ. 外国人材の受入れ・共生

(2) 人権を保護する**国家の義務**に関する取組

(3) 人権を尊重する**企業の責任**を促すための政府による取組

(4) **救済へのアクセス**に関する取組

(5) その他の取組

イ. 子どもの権利の保護・促進

(既存の制度・これまでの取組)

これまでの取組として、政府は人間の安全保障基金や国際機関への拠出等を通じ、児童労働の撤廃につながる教育や人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策といった分野の取組を支援してきた。また、JICAの技術協力や様々な国連機関への拠出を通じ、主に東南アジア諸国の人身取引対策及び被害者保護の強化に向けた取組を支援してきた。さらに、政府は、人の密輸・人身取引及び国境を越える犯罪に関するアジア・太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への拠出・参加等を行ってきているほか、「オンラインの児童性的搾取撲滅のための WePROTECT世界連携」にも参画してきている。加えて、日本が議長国として取りまとめたG20大阪首脳宣言及びG20労働雇用大臣会合大臣宣言において、児童労働等を根絶することへのG20のコミットメントを再確認した。これらの取組に際しては、女性や少女が被害者に多く含まれていることを踏まえ、ジェンダーの視点にも十分に留意している。

国内においては、「子どもに対する暴力撲滅パートナーシップ (GPeVAC)」のパスファインディング国(参加国)として、市民社会及び企業等と共に「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の策定作業に着手している。同行動計画は、「子どもパブコメ」を通じて得られた子どもの意見を尊重し、策定作業に取り組んでいる。また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下、「青少年インターネット環境整備法」という。)及び基本計画に基づき、関係府省庁が協力して、フィルタリング等青少年保護に係る取組の充実等、青少年を取り巻くインターネット利用環境の整備に取り組んできている。さらに、東京2020大会までを視野に、「子供の性被害防止プラン」に基づき、児童買春、児童ポルノの製造等の子どもの性被害の撲滅に向けて取り組んでいる。

NAP: 今後行っていく具体的な措置

- (ア) 人身取引及び性的搾取を含む児童労働撤廃に関する国際的な取組への貢献
- (イ) 旅行業法の遵守を通じた児童買春に関する啓発
- (ウ) 「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」を通じた取組
- (エ) 関係業界・団体への「子どもの権利とスポーツの原則」の周知・啓発への協力
- (オ) 「子どもの権利とビジネス原則」の周知への協力
- (カ) 青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備に向けた施策の着実な実施
- (キ) 「子供の性被害防止プラン」に基づく施策の着実な実施

先進国政府としての取り組み

	児童労働に関する取り組み分類					
	開発援助	貿易・政府調達		国内法整備		調査
	資金・技術支援	通商政策	公共調達方針	労働者保護法	サプライチェーン 管理法	統計調査
米国	○	○	○	○	○	○
EU	○	○	○	○	— ^{*3}	—
イギリス	○	○	○	○	○	○
ドイツ	○	○	○	○	— ^{*4}	—
フランス	○	○	○	○	○	—
オランダ	○	○	○	○	○	—
オーストラリア	○	— ^{*1}	— ^{*2}	○	○	—
日本	○	— ^{*1}	—	○	—	—

*1 : FTAやTPPの中でILO条約の批准と履行を求めているものの、強制力が充分でないとみなした。

*2 : 適応範囲限定的な方針のみ存在。 *3 : 2020年8月現在ドラフト中。 *4 : 2020年8月現在ドラフト中。

出典: 児童労働白書2020 p.43

児童労働ネットワーク(CL-Net)

Stop Child Labour Network

児童労働ネットワークの
「ストップ！児童労働50万人署名」（2018年）には
72万2,114筆の署名が集まる。

【署名における要請事項】

- ①持続可能な開発目標（SDGs）8.7の達成に向け、国際的にも、国内でも、児童労働問題解決に向けた意思を示してください。
- ②SDG8.7の目標達成に向け、児童労働への取り組みを総合的に調整する体制を整備し、ILO182号条約（最悪の形態の児童労働）に則り行動計画を策定してください。
- ③サプライチェーンにおける児童労働、人身取引、強制労働の撤廃に向けた法律を2020東京オリンピック・パラリンピックまでに施行してください。

【児童労働ネットワークの5つの提言】

提言1 SDG8.7達成へのグローバル枠組み、Alliance8.7 にパートナーとして参加してください。

提言2 日本のODAの中で児童労働撤廃の資金を増やしてください。

提言3 「国連ビジネスと人権指導原則」に基づき、「企業のサプライチェーン透明化の法整備」「公共調達法の整備」を含め、児童労働撤廃への取り組みを進めてください。

提言4 SDG8.7の目標達成に向け、児童労働への取り組みを総合的に調整する体制を整備し、ILO182号条約（最悪の形態の児童労働）に則り行動計画を策定してください。

提言5 日本国内の「最悪の形態の児童労働」について、問題を把握し、対策を強化してください。



2021年5月30日、加藤官房長官を表敬し
要請を行いました

NGOと企業、認証機関がEUのデューデリジェンス義務化に共同声明 (2019年12月)

Joint position paper on the
EU's policy and regulatory approach to cocoa



MARS WRIGLEY



なぜ、企業も法制化を歓迎するのか？

理由1 level playing field（公平な競争環境）を、カカオに関連する企業に平等にもたらし
てほしい。持続可能性はプレミアムではなく、統合されていなくてはならない。

理由2 国際企業という関係で、EUレベルで調和された解決が必要で、何を期待されて
いるかが明確になっていることが重要

理由3 最も大きな理由は、カカオの最も大きな消費市場でもあるEUレベルの
デューデリジェンス義務化は、持続可能なビジネス慣行の採用をサプライチェーンの
全ての部分で本格化させることができる（消費者向け、大企業だけでなく、すべての
部分で）

3点目が大事で、すべてのアクターが役割を果たし協力する必要がある。

EUの人権デューデリジェンスの義務化を積極的に支持しているM社担当者の発言（2019年国連ビジネスと人権
フォーラムにて）

日本の課題1 子どもの権利の包括的保障を定めた法律が、ない

*第3回 (2010年 CRC/C/JPN/CO/3)

立法

11. 委員会は、子どもの権利の分野において、子どもの生活条件および発達の向上に資するいくつかの法律の公布および改正が行なわれたことに留意する。しかしながら委員会は、子ども・若者育成支援推進法が条約の適用範囲を完全に網羅しておらず、または子どもの権利を保障するものではないこと、および、包括的な子どもの権利法が制定されていないことを依然として懸念する。委員会はまた、少年司法分野におけるものも含め、国内法の一部の側面が条約の原則および規定にいまなお一致していないことにも留意する。

12. 委員会は、締約国が、子どもの権利に関する包括的法律の採択を検討し、かつ、国内法を条約の原則および規定と完全に調和させるための措置をとるよう、強く勧告する。

*第4回・第5回統合総括所見 (2019年 CRC/C/JPN/CO/4-5)

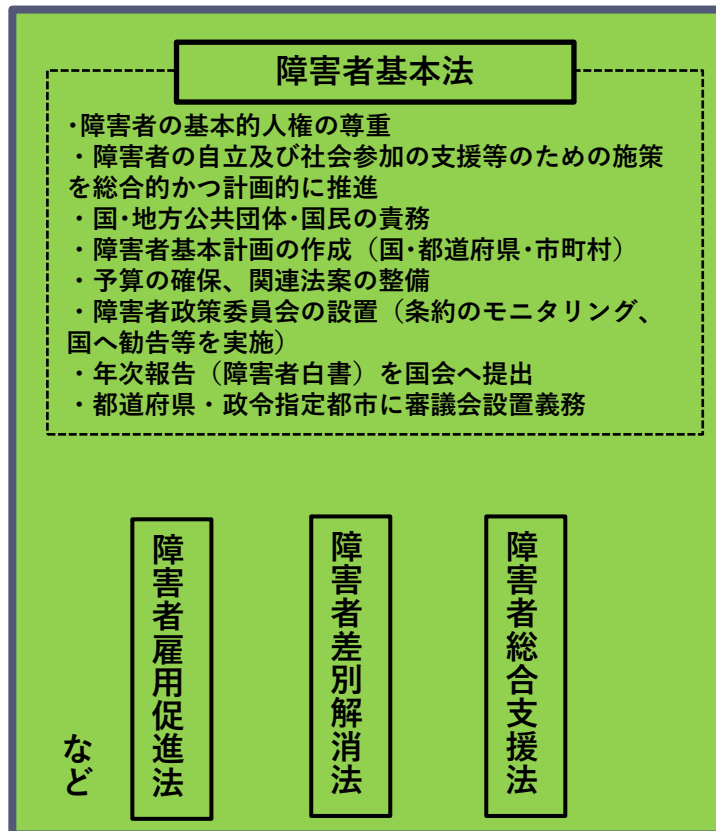
立法

7. さまざまな法律の改正に関して締約国から提供された情報には留意しながらも、委員会は、締約国が、子どもの権利に関する包括的な法律を採択し、かつ国内法を条約の原則および規定と完全に調和させるための措置をとるよう、強く勧告する。

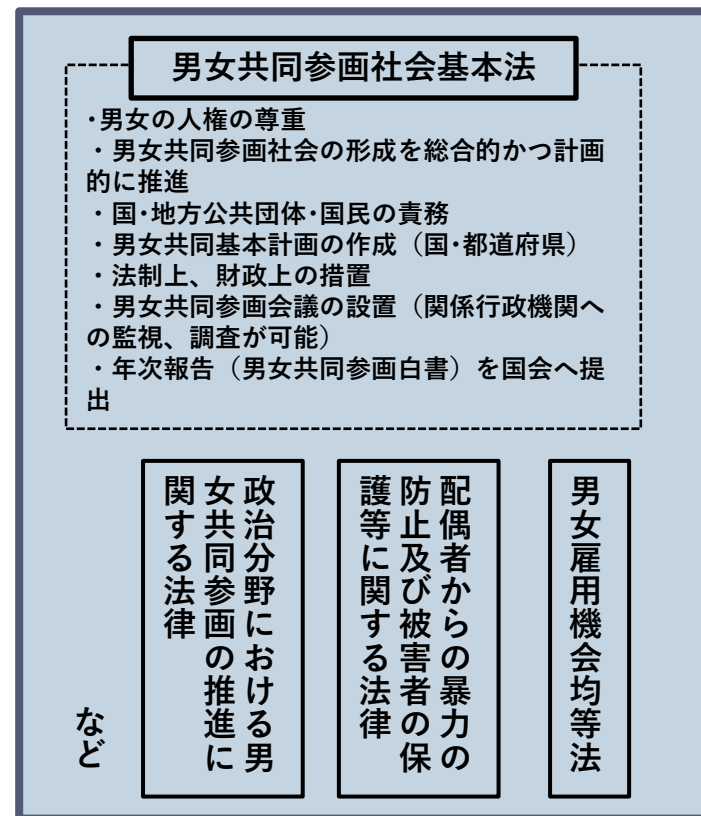
包括的な「基本法」が障害者、女性にはあるが・・

基本法とは、国政に重要なウェイトを占める分野について国の制度、政策、対策に関する基本方針・原則・準則・大綱を明示するもの。憲法と個別法との間をつなぐものとして、憲法の理念を具体化する役割を果たしている(参議院法制局ウェブサイトより引用)。現在約50の基本法があり、例えば障害者の権利には障害者基本法、女性の権利には男女共同参画社会基本法が制定されている。

障害者の権利



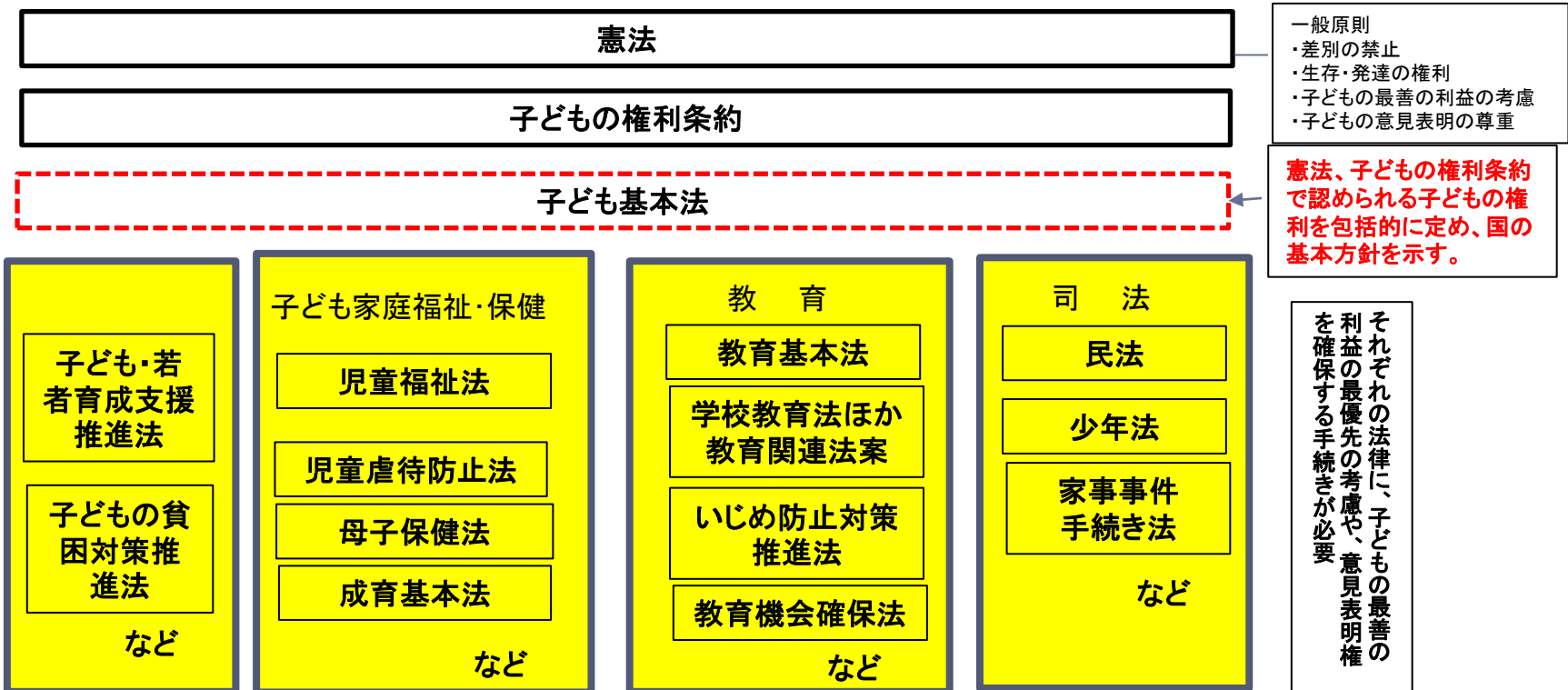
女性の権利



子どもにはない。子どもだからこそ、「基本法」が必要

子どもについては、改正児童福祉法、子ども・若者育成支援推進、成育基本法など、理念に子どもの権利をうたった法律は近年増加。しかし、これらは主に子どもの保護や育成を目的とした法律であり、子どもの権利を守るための基本方針や必要な政策を定めたものではない。国連子どもの権利条約を批准して26年目にして日本には子どもの基本法が存在せず、国連子ども権利委員会からも再三、定めるように求められている(2019年国連審査)。基本法を策定することで省庁縦割り行政を超え、生まれてから成人するまでの切れ目のない対応が調整しやすくなる。また女性や障害者は選挙権があり自分で政治参加できるが、子どもは出来ない。かつ子どもの特性を考えると、その声を拾いやすいメカニズムが必要となる。

子どもの権利にかかわる法律 概念図



日本の課題2 子どもに関する総合的な政策、調整機能、戦略が、ない

包括的な政策および戦略

8. 委員会は、締約国が、条約が対象とするすべての分野を包含し、かつ政府機関間の調整および相互補完性を確保する包括的な子ども保護政策を策定するとともに、十分な人的資源、技術的資源および財源に裏づけられた、当該政策のための包括的な実施戦略も策定するよう、勧告する。

(例)

厚生労働省 → ひとり親家庭等生活向上事業 → 佐賀母子寡婦福祉連合会 → 会学習支援

厚生労働省 → 子どもの貧困対策 → 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 → 佐賀市学習支援

※ 地域で子どもに教える「学生ボランティア」の奪い合いのような状況

※ 「ひとり親支援」なのでひとり親の子どもしか参加できない

文部科学省 → 幼稚園

厚生労働省 → 保育園

日本の課題3 独立した監視機関がない

独立の監視

12. 地方レベルで33の子どものためのオンブズパーソンが設置されていることには留意しながらも、これらの機関は財政面および人事面の独立性ならびに救済機構を欠いているとされる。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告するものである。

(a) 子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、調査しかつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置するための措置。

(b) 人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）の全面的遵守が確保されるよう、資金、任務および免責との関連も含めてこのような監視機関の独立を確保するための措置。

日本の課題4 あまりにも知られてない

- 子どもの権利条約を知っている子どもは約33%、おとなは約16% (セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン調査、2019 年)
-
- 子どもの権利条約 採択30年 日本批准25年 3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識 (savechildren.or.jp)

。